第２２号議案

豊川市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について

豊川市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成３１年２月２０日提出

豊川市長　山　脇　　実

豊川市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

豊川市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成２０年豊川市条例第１３号）の一部を次のように改正する。

第４条第２号中「第１０４条第４項第２号」を「第１０４条第７項第２号」に改める。

附　則

この条例は、平成３１年４月１日から施行する。

理　由

この案を提出するのは、学校教育法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要があるからである。